

加賀市専用水道事務取扱要領

加賀市上下水道部水道課

平成25年4月

目 次

I 専用水道とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126頁

II 申請・届出

III 設置者の維持管理義務・・・・・・・・・・・・ 131頁

IV 水質異常時の対応・・・・・・・・・・・・・・ 134頁

V 指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136頁

- ・ 様式第1号 専用水道布設工事確認申請書
- ・ 様式第2号 専用水道布設工事設計の施設基準適合確認通知書
- ・ 様式第3号 専用水道布設工事設計の施設基準不適合通知書
- ・ 様式第4号 記載事項変更届出書
- ・ 様式第5号 専用水道給水開始届出書
- ・ 様式第6号 専用水道水道技術管理者設置報告書
- ・ 様式第7号 専用水道水道技術管理者変更報告書
- ・ 様式第8号 専用水道給水緊急停止報告書
- ・ 様式第9号 専用水道業務委託届出書
- ・ 様式第10号 専用水道業務委託契約失効届出書
- ・ 様式第11号 専用水道廃止報告書

I 専用水道とは

専用水道とは、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第6項に規定する、101人以上の飲用又は生活用途に必要な水を供給し、その水道施設が1日最大給水量20m³を超える水道で自己水源を持つもの、若しくは施設要件(地中若しくは地表口径が25mm以上の導管の全長が1,500mを超えるもの、又は、地中若しくは地表の水槽有効容量の合計が100m³を超えるもの)に合うもので、水道受水によるものをいい、従業員寮、寄宿舎、社宅、療養所、マンション・アパート等の集合住宅、レジャー施設、学校、旅館・ホテル等が該当する。

専用水道の布設工事をしようとするときは、法第32条の規定に基づき、加賀市上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に当該工事が施設基準に適合するかの関係書類を提出するものとする。

II 申請・届出

1. 専用水道の確認申請

法第32条に規定する確認を受けるため、法第33条第1項の規定に基づき、専用水道の設置予定者は、少なくとも工事に着手する30日前までに、「専用水道布設工事確認申請書」(以下「確認申請書」という。)に工事設計書と関係書類を添えて管理者に申請するものとする。管理者は、当該工事が法第5条の規定による施設基準に適合している場合は、「専用水道布設工事設計の施設基準適合確認通知書」を交付するので、その通知を受けてから工事に着手するものとする。また、法第5条の規定に適合しない場合又は確認申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、「専用水道布設工事設計の施設基準不適合通知書」により通知するものとする。

○専用水道布設工事確認申請書(様式第1号)

1) 工事設計書

(1) 一日最大給水量及び一日平均給水量

目標年次までの年度ごとに記載すること。

(2) 水源の種別及び取水地点

水源の種別の区分は、一般に河川水(自流水)、湖沼水(自流水)、ダム水(放流水を含む。)、伏流水、浅層地下水、深層地下水、湧水及び他の水道から供給を受ける水であり、取水地点は、地番、地先名、許可申請書添付書類等によって特定するほか、地下水にあっては採取深度も含めるものとする。

(3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果

水源の水量の概算は、河川水、湖沼水、ダム水、伏流水等の流水占用の許可に係るものにあつては、許可水量又は許可見込水量と計画取水量、そ

れ以外の場合にあっては、流量測定、揚水試験等の結果から得られた取水可能量と計画取水量を記載するものとする。

水質検査に関する添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- ①水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで過去 1 年間に行った原水の全項目試験結果(表流水にあっては少なくとも四半期ごと、地下水にあっては複数回行うこと。)、また必要に応じて行った生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、浸食性遊離炭酸(地下水源にあって pH が 6.5 以下のものについては必ず測定すること。)、アンモニア性窒素等の試験結果
- ②試験結果値が水質基準値を超過又は近似値の項目(一般細菌、大腸菌、濁度等を除く。)は、検査頻度を増加(週 1 回、月 1 回等)するなど、推移、傾向が判明できる複数の試験結果
- ③必要に応じて行った水源水質の将来予測結果
- ④原水及び既存施設によって供給される水のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び 1,1,1-トリクロロエタンの検査結果
- ⑤既存施設により供給される水の複数回の全項目試験結果及びトリハロメタンの検査結果

(4)水道施設の概要

水道施設の全体構造、主要施設の容量又は能力、主要施設の概要を簡潔に記載すること。また、フローシートに主要施設の容量及び能力を記入したものを添付すること。

(5)水道施設の位置(標高および水位を含む。)、規模及び構造

水道施設について、その設置場所、標高、水位(変動する場合にあっては、高水位及び低水位)、規模(容量、寸法)及び構造(形状、材質、型式等)を記載すること。

(6)浄水方法

浄水方法について、工程ごとに処理の主要緒元(薬品注入量、滞留時間等)を記載すること。特殊処理(粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理等)を行う場合、又は、水道施設設計指針・解説に記載のない施設を利用する場合には、実験データ等が添付され、処理の安全性、確実性及び維持管理計画等を明らかにすること。なお、オゾン処理を行う場合は、原則として、活性炭処理を併用するものであること。

(7)工事の着手及び完了の予定年月日

専用水道施設の工事着手予定年月日及び完了年月日を記載すること。

(8)その他厚生労働省令で定める事項

①主要な水理計算

水源から配水管の末端に至るまでの主要な配水系統の水位、水圧、水

量等に関する計算を記載するとともに、各施設の計画緒元をまとめること。

記載すべき工種は、浅井戸、深井戸、取水門、取水塔、取水わく、取水管きよ、集水埋管、ダム、凝集池、沈でん地、ろ過池、洗浄水槽、暖気設備、配水池、配水塔、高架タンク、圧力水槽、ポンプ設備、管きよ(導水、送水、配水幹線及び主要施設の連絡管きよを含む。)とする。なお、配水管の管径決定の際、配水区画ごとの人口、水量を表す図及び表を添付すること。

②主要な構造計算

水道施設の水圧、土圧、地震力その他の主要な荷重に対する強度安全性等の計算を記載すること。ただし、ここで記載すべき構造物とは、工事設計書の添付書類(5)に示した主要構造物とする。

2)添付書類

(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。)第53条)

(1)水の供給を受ける者の数を記載した書類

(2)水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面

供給が行われる地域は、原則として、字名、町名等で記載し、寄宿舎、社宅、療養所等の名称を記載すること。図面は、原則として、次の(3)と一葉の図面であること。

(3)水道施設の位置を明らかにする地図

水源、導水、浄水、送水、配水施設を一葉の地図(縮尺 1/5,000~1/10,000)に記入すること。なお、水道施設には主要な計画緒元を付記するとともに、供給が行われる地域を黄色で色づけすること。

(4)水源及び浄水施設の周辺の概況を明らかにする地図

原則として、地図の縮尺は 1/1,000~ 1/2,500 であること。

(5)主要な水道施設(次の(6)に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

原則として、主要構造物の主要な寸法、構造がわかるものであること。

ただし、主要構造物とは、ダム及び取水堰(申請者等が設置したもの)、取水門、取水塔、浅井戸、深井戸、接合井、ポンプます、沈砂池、凝集池、沈でん池、ろ過池、浄水池等主要な浄水施設、配水池、配水塔、高架タンク、圧力水槽、導水管きよ、送水管とする。

なお、図面の縮尺は次のとおりとする。

- ・取水場、浄水施設、配水施設等の一般平面図……………1/500~1/1,000
- ・主要な水道施設の水位高低図……………縦:1/100 または 1/200、横:任意
- ・主要構造物の一般図……………1 /100~1/500
- ・主要構造物の構造詳細図……………1 /10~1/100

(6)導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

原則として、平面図には測点符号、管種、管径、延長のほか制水弁、消火栓、河川・軌道横断、中継ポンプ場等の位置を明示すること。

縦断面図には、このほか測点区間距離、管中心、地盤高、静水位、動水位を記載すること。

なお、図面の縮尺は次のとおりであること。

・平面図……………1/1,000～1/10,000

・縦断面図……………縦：1/200～1/400、横：1/1,000～1/5,000

○専用水道布設工事設計の施設基準適合確認通知書(様式第2号)

法第33条第5項の規定に基づく通知は、法第5条の規定による施設基準に適合することを確認した場合に確認申請書を受理した日から起算して30日以内に申請者に通知するものとする。

○専用水道布設工事設計の施設基準不適合通知書(様式第3号)

法第5条の施設基準に適合しないと認めたとき、又は確認申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができない場合に申請者に通知するものとする。

2. 記載事項に変更があった場合

法第33条第3項の規定に基づき、申請者の住所及び氏名や水道事業所の所在地に変更が生じた場合、速やかに、「記載事項変更届出書」に係る書類を添えて管理者に提出するものとする。

○記載事項変更届出書(様式第4号)

3. 給水を開始する場合

専用水道の設置者(以下「設置者」という。)は、法第34条第1項で準用する法第13条第1項の規定に基づき、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し又は改造した場合、その施設を使用して給水を開始する前に、「専用水道給水開始届出書」に厚生労働省令の定めるところによる水質検査及び施設検査等の関係書類を添えて管理者に提出するものとする。また、この専用水道給水開始前届出書に関する記録を5年間保存しておくものとする。

○専用水道給水開始前届書(様式第5号)

- 添付書類
- ・規則第54条において準用する規則第10条に規定する「水質検査結果書」(水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)に掲げる全項目(51項目)及び残留塩素について行う。)
 - ・規則第54条において準用する規則第11条に規定する「専用水道施

設検査結果書」(浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設について行う。)

・その他関係書類

4. 水道技術管理者の設置又は変更する場合

設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定に基づき、水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者を置かなければならないため、「専用水道技術管理者設置報告書」に関係書類を添えて管理者に提出するものとする。また、水道技術管理者を変更したときも、速やかに、「専用水道技術管理者変更報告書」に関係書類を添えて管理者に提出するものとする。

○専用水道技術管理者設置報告書(様式第6号)

○水道技術管理者変更届出書(様式第7号)

添付書類 水道技術管理者が規則第6条で定める資格を有するものであることを証する書類

5. 給水を緊急停止した場合

設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定に基づき、給水の緊急停止を行った場合は、直ちに管理者に通報し、速やかに「専用水道給水停止報告書」を提出するものとする。

○専用水道給水停止報告書(様式第8号)

6. 水道の管理に関する技術上の業務を委託又は失効した場合

設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定に基づき、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の業者等に委託(※業務の委託先は、水道事業者、水道用水供給事業者、あるいは委託業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者でなければならない。)したときは、速やかに、「専用水道業務委託届出書」に関係書類を添えて管理者に提出するものとする。また、当該委託契約が失効したときも、速やかに、「専用水道業務委託契約失効届出書」を管理者に提出するものとする。

○専用水道業務委託届出書(様式第9号)

添付書類 ・水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第7条第3項に掲げる条項を含む委託契約書の写し
・受託水道管理業務技術管理者が令第9条で定める資格を有するものであることを証する書類

○専用水道業務委託契約失効届出書(様式第10号)

7. 専用水道を廃止した場合

設置者は、専用水道を廃止する場合や専用水道に該当しなくなった場合は「専用水道廃止報告書」を管理者に提出するものとする。

○専用水道廃止報告書(様式第11号)

III 設置者の維持管理義務

設置者は、IIの申請及び届出以外に、法令の定めるところにより、専用水道の維持管理について、次に掲げるとおり行うものとする。

1 水道技術管理者の設置（法第34条第1項において準用する法第19条第1項）

(1)設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を1人置かなければならない。水道技術管理者の業務内容については次に掲げるとおり、これらの仕事に従事する他の職員を監督する責任も負うことになる。なお、水道技術管理者は専門的な知識が要求されるため、法第19条第3項で定める資格を有する者でなければならない。

- ①水道施設が施設基準（法第5条）に適合しているかどうかの検査
- ②給水開始前の水質検査及び施設検査（法第13条第1項）
- ③給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
- ④定期・臨時の水質検査（法第20条第1項）
- ⑤業務従事者及び専用水道設置場所構内に居住している者の定期・臨時の健康診断（法第21条第1項）
- ⑥消毒等の衛生上の措置（法第22条）
- ⑦給水の緊急停止（法第23条第1項）
- ⑧給水停止命令による給水停止（法第37条）

2 定期・臨時の水質検査（法第34条第1項において準用する法第20条）

(1)専用水道により供給される水は、水質基準（法第4条・水質基準に関する省令）に適合しなければならない。そのため、設置者は、定期及び臨時に、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託して、水質検査を行うものとする。検査項目及び頻度は、毎事業年度の開始前に策定しなければならない「水質検査計画」の中で定める必要がある。また、水質検査に関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間保存するものとする。

① 定期の水質検査

ア原水について

水源ごとに、水質が最も悪化していると考えられる時期（降雨、降雪、洪水、渇水等）を選定して、少なくとも毎年1回は定期的に、全項目から消毒副生成物を除いた項目について実施し、その結果を一定期間保存しておくことが望ましい。

★ 原水におけるクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査について

耐塩素性の病原生物であるクリプトスポリジウム及びジアルジアについては、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成19年3月30日付け健水発第0330005号通知の別添）」に基づき、当該病原生物による汚染の指標となる細菌（大腸菌（E.coli）及び嫌気性芽胞菌）の検

査や、当該病原生物自体の検査を定期的に行うことが望ましい。

イ 浄水について

○ 採水場所

末端の給水栓での採水を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定するものとする。

※原則として、給水系統ごとに1 地点以上選定するものとする。ただし、1つの給水系統において検査を行うことにより、他の給水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除くものとする。また、検査項目ごとに異なった給水栓が選定されないようにするものとする。

※検査する水の採取場所の数については、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるように設定するとともに、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定する必要がある。

○ 毎日検査

3項目（色、濁り、残留塩素）について、1日1回以上行わなければならないものとする。色および濁りについては、目視による検査でもかまわないものとする。残留塩素については、遊離残留塩素0.1 mg/l（結合残留塩素の場合は0.4 mg/l）以上保持されていることを確認するものとする。ただし、前述「（2）衛生上の措置④」内に記載している場合においては、遊離残留塩素0.2 mg/l（結合残留塩素の場合は1.5 mg/l）以上保持されていることを確認するものとする。

○ 概ね1か月に1回、3か月に1回の頻度で行う定期検査

概ね1か月に1回行う検査と、概ね3か月に1回行う検査は、過去の検査結果や原水等の状況などにより、検査回数を減らしたり、あるいは省略したりすることが出来ることとする。なお、省略した検査項目については、概ね3年に1回は検査を実施し、水質に変化がないことを確認する必要があるため、概ね3年に1回、全項目検査を実施することが望ましい。

②臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行わなくてはならないものとする。なお、全項目検査が原則となるが、省略可能項目のうち、行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、その項目については省略する事が出来るものとする。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・ 水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・ 浄水過程に異常があったとき。
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・ その他特に必要があると認められるとき。

3 定期・臨時の水質検査記録の保存 (法第34 条第1 項において準用する法第20 条第2 項)

各水質検査の結果について、水質検査を行った日から起算して5 年間保存するものとする。

4 定期・臨時の健康診断 (法第34 条第1 項において準用する法第21 条第1 項)

設置者は、供給する水が、感染症を引き起こす菌に汚染されるのを防ぐため、水道の取水場、浄水場又は配水池において維持管理の業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、定期及び臨時の健康診断を行うものとする。

①定期の健康診断 (概ね6 か月ごと)

病原体が便中に排泄される感染症について、その保菌者を調べなければならぬ。通常は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とするが、必要に応じて、コレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌等についても対象とするものとする。

②臨時の健康診断

健康診断対象者が、前記①の「健康診断の項目」に掲げた菌の保菌者であることが明らかになった場合や、当該施設の地域で当該感染症が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に実施するものとする。

5 定期・臨時の健康診断記録の保存 (法第34条第1 項において準用する法第21条第2 項)

健康診断に関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1 年間保存するものとする。

6 消毒等の衛生上の措置 (法第34 条第1 項において準用する法第22 条)

(1)衛生上の措置

①取水場、貯水池、導水渠、浄水場、配水池、ポンプ井等の施設は、常に清掃等を行って清潔にし、水の汚染防止を充分に行うものとする。

②①の施設には、柵を設け、施設設備をする等のほか、汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札・立札・掲示等をし、人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならない。

③①の施設構内においては、便所・廃棄物集積所・汚水溜等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておかなければならない。また、し尿を用いる耕作・園芸や、家畜・家禽の放し飼等はしてはならない。

④給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1 mg/l (結合残留塩素の場合は0.4 mg/l) 以上保持するように塩素消毒をしなければならない。ただし、次に掲げる場合には、遊離残留塩素を0.2 mg/l (結合残留塩素の場合は1.5 mg/l) 以上保持することとする。

- ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・全区域にわたるような広範囲の断水後給水を再開するとき。
- ・洪水又は濁水等により原水の水質が著しく悪化したとき。
- ・浄水施設の故障・誤操作等により、浄水過程に異常があったとき。
- ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。
- ・その他特に必要があると認められるとき。

(2)施設管理

①定期点検

水道施設（取水・貯水・導水・浄水・送水・配水の各施設）について定期的に点検を行い、施設基準に適合しているか確認するとともに、異常個所の早期発見に努めるものとする。

②貯水槽の清掃

受水槽・高架水槽等の貯水槽は常に清潔にし、1年に1回以上定期的に清掃を行わなければならない。また、水あかや沈積物が多い場合や、汚染があった場合などは随時清掃しなければならない。

7 給水の緊急停止・周知（法第34条第1項において準用する法第23条）

設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った時（当該要領IV「水質異常時の対応」）に掲げるような場合は、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。また、管理者及び所轄の保健所に連絡してその指導に従い、汚染原因の調査や必要な改善措置等を行わなければならない。

8 水質検査計画の策定

（法施行規則第54条において準用する法施行規則第15条第6項・第7項）
設置者は、水源やその周辺の状況等を勘案して、どのように水質検査を実施するかについての「水質検査計画」を毎事業年度の開始前に策定しなければならない。水質検査計画に記載しなければならない事項は次に掲げるとおりとする。

①水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

原水から、給水栓にいたるまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項

②定期の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由

水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、採水の場所・検査の回数に関する事項

③定期の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由

水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、省略する項目に関する事項

④臨時の検査に関する事項

臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等に関する事項

⑤水質検査を委託する場合における当該委託の内容

委託先の検査機関の名称・所在地・連絡先、委託する項目など

⑥その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性の保証に関する事項、関係者との連携に関する事項など

IV 水質異常時の対応

（平成15年10月10日付け健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」抜粋）

1. 水質検査の結果について

水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため次に掲げる項目に基づき必要な対策を講じるものとする。なお、水質検査結果に異常が認められた場合には、確認のため直ちに再検査を行わなければならない。

- (1) 「一般細菌」及び「大腸菌」については、水道水が病原微生物により汚染されている可能性を直接的に示すものですので、基準を超えている場合には、水質異常時とみて、直ちに当該要領IV 2. 水質異常時の対応について(以下「水質異常時の対応」という。)に従い、所要の措置を講じるものとする。また、病原微生物の存在を疑わせる指標としての性格も有する項目(省略不可項目のうち、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブromoジクロロメタン、ブromoホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸及びホルムアルデヒド以外の項目)についても、その値が大きな変動を示した場合には、上記に準じて対応する必要がある。
- (2) 「シアン化物イオン及び塩化シアン」並びに「水銀及びその化合物」については、生涯にわたる連続的な摂取をしても、人の健康に影響が生じない水準を基として安全性を十分考慮して基準値が設定されているが、前記(1)に準じて対応をとることが適当である。
- (3) 「水質基準に関する省令」の表中1～31の項目のうち、前記(2)及び(3)に示した項目以外については、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査結果値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保しなければならない。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて水質異常時の対応について」に従い所要の対応をとるものとする。
- (4) 「水質基準に関する省令」の表中32～51の項目については、基準値を超えることにより利用上、水道水として機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査結果値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて、水質異常時の対応に従い所要の対応をとるものとする。

2. 水質異常時の対応について

1) 「水質基準に関する省令」の表中1～31の項目について

(1) 基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合には、下記に掲げるとおり、取水及び給水の緊急停止措置を講じるものとし、かつ、その旨を関係者(その水が供給される人や使用する可能性のある人)に周知させる措置を講じるものとする。

- ① 水源から浄水前までの過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物や人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、またはその疑いがあるとき。
- ② 浄水後の過程にある水が、病原生物や人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、またはその疑いがあるとき。
- ③ 塩素注入機の故障または薬剤の欠如のために、消毒が不可能となったとき。

- ④ 工業用水道の水管等に誤接合されていることが判明したとき、また、水源から浄水前までの過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止するものとする。
- ⑤ 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
- ⑥ 臭気及び味に著しい変化が生じた場合
- ⑦ 魚が死んで多数浮上した場合
- ⑧ 塩素消毒のみで給水している場合の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見した場合

(2)水源の監視

原水における水質異常を早期に把握するため、水源の監視を強化するとともに、自動水質監視機器の導入等を図るものとする。また、水源の水質異常時に直ちに適切な対策が講じられるよう、あらかじめ、関係者との連絡通報体制を整備しておくものとする。

2) 「水質基準に関する省令」の表中32～51の項目について

基準値を超過し、生活利用上または施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じて基準超過項目に関係する低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保するものとする。なお、色度、濁度のように、健康に関連する項目の水質汚染の可能性を示す項目や、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼすおそれのある項目については、健康に関連する項目に準じて適切に対応するものとする。

V 指導

1 届出等の指導

管理者は、設置者に届出及び維持管理の重要性を指導することができる。

2 立入検査・改善指導（法第39条）

管理者は、現地に立入り、帳簿、水質、施設等を検査することができる。また、検査の結果、水道技術管理者がその職務を怠っていると考えられる場合や、衛生上問題がある場合には、必要な改善措置をとるよう指導することができる。

3 改善の指示・給水停止命令（法第36条、37条）

管理者は、水道技術管理者がその職務を怠り、改善するよう指導したにもかかわらずなお継続して職務を怠ったときは、設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することがある。また、専用水道施設が施設基準に適合しなくなり、かつ、利用者の健康を守るため緊急に必要があると認められる場合であって、改善指導に従わないときは、必要な改善をすべき旨を指示することがある。さらに、上記勧告または改善指示に従わず、給水を維持することによって利用者の健康・利益を阻害すると認められるときは、改善するまでの間、給水の停止を命令することができる。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(様式第1号)

専用水道布設工事確認申請書

年 月 日

(宛先)加賀市上下水道事業 加賀市長

申請者住所

氏名

印

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

専用水道の確認を受けたいので、水道法（昭和32年法律第177号）第33条第1項の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

専用水道の名称	
専用水道の所在地	
水道事務所の所在地	
水の供給を受ける者の数	
水の供給が行われる地域	
一日最大給水量	最大 m ³ /日
一日平均給水量	平均 m ³ /日
水源の種別及び取水地点	
水源の水量の概算	m ³ /日
水質検査の結果	別添のとおり
水道施設の概要	取水施設 井戸（深さ m 浅井戸・深井戸） 受水（水道事業名） 取水ポンプ能力：口径 mm、kW/hr
	貯水施設 受水槽：無・有（容量 m ³ ） 材質：ステンレス・FRP・その他（）

(様式第2号)

第 年 月 日

申請者住所

氏名

加賀市上下水道事業
加賀市長

㊟

専用水道布設工事設計の施設基準適合確認通知書

水道法（昭和32年法律第177号）第33条第1項の規定に基づき、 年 月 日付で申請のあった専用水道の布設工事の設計については、同法第5条の規定による施設基準に適合するものであることを確認したので、同法第33条第5項の規定により通知する。

(様式第3号)

第 年 月 日 号

申請者住所

氏名

加賀市上下水道事業
加賀市長

㊟

専用水道布設工事設計の施設基準不適合通知書

水道法（昭和32年法律第177号）第33条第1項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計については、次の事項について、同法第5条の規定による施設基準に適合しないので、同法第33条第5項の規定により通知する。

(教示)

1. この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、加賀市上下水道事業加賀市長に対して異議申立てをすることができます。
2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に加賀市上下水道事業を被告として(加賀市長が被告の代表者です。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第4号)

記載事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 加賀市上下水道事業 加賀市長

設置者住所

氏名

㊞

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号をもって確認を受けた 専用水道布設工事確認申請書の記載事項に、下記のとおり変更があったので、水道法（昭和32年法律第177号）第33条第3項の規定により届け出ます。

記

専用水道の名称		
専用水道の所在地		
変更年月日		年 月 日
変更事項		ア. 申請者の住所及び氏名 イ. 水道事務所の所在地
変更内容	新	
	旧	
変更の理由		

(様式第5号)

専用水道給水開始届出書

年 月 日

(宛先) 加賀市上下水道事業 加賀市長

設置者住所

氏名

印

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記の専用水道について給水を開始したいので、水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項で準用する同法第13条第1項の規定により届け出ます。

記

専用水道の名称	
専用水道の所在地	
給水の区域	
給水開始予定年月日	年 月 日
水道技術管理者氏名	
水質検査の結果	
施設検査の結果	

(添付書類)

- ・水質検査結果(写し)
- ・専用水道施設検査結果(様式第5号-別添)

(様式第 5 号-別添)

専用水道施設検査結果

給水開始前の施設検査を実施した結果は、次のとおりである。

1. 検査年月日
2. 検査員職氏名
3. 検査内容

水道施設名称 (工事名称)	検査事項
	浄水の能力： m³/日 消毒の能力： (次亜塩素酸ナトリウム) kg/時 流量： (送水、配水等) m³/秒 水圧： MPa 耐圧： 汚染状況： 漏水状況：

※ 本欄は施設の新設、増設又は改造に係る施設(給水装置を含む)について記載する。

4. 検査結果の確認

施設検査の結果、すべて設計どおり施工されており、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力等は十分保持され、汚染及び漏水もないことを確認した。

確認者

水道技術管理者

Ⓔ

(様式第6号)

専用水道水道技術管理者設置報告書

年 月 日

(宛先) 加賀市上下水道事業 加賀市長

設置者住所

氏名

㊞

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり、水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第19条第1項に規定する、専用水道の水道技術管理者を設置したので報告します。

記

専用水道の名称	
専用水道の所在地	
水道技術管理者の設置年月日	年 月 日
水道技術管理者の職名	
水道技術管理者の氏名	
修了した講習	講習名: (年 月受講)
水道に関する技術上の実務経験年数	年 か月 (年 月 日現在)

(添付書類)

- ・水道法施行令第6条で定める水道技術管理者の資格を有するものであることを証明する書類。

(様式第7号)

専用水道水道技術管理者変更報告書

年 月 日

(宛先) 加賀市上下水道事業 加賀市長

設置者氏名

⑩

住所

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり、水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第19条第1項に規定する、専用水道の水道技術管理者を変更したので報告します。

記

専用水道の名称	
専用水道の所在地	
水道技術管理者の変更年月日	年 月 日
変更の理由	
水道技術管理者の職名	新
	旧
水道技術管理者の氏名	新
	旧
修了した講習	講習名: (年 月受講)
水道に関する技術上の実務経験年数	年 か月 (年 月 日現在)

(添付書類)

- ・水道法施行令第6条で定める水道技術管理者の資格を有するものであることを証明する書類。

(様式第8号)

専用水道給水緊急停止報告書

年 月 日

(宛先) 加賀市上下水道事業 加賀市長

設置者住所

氏名

⑩

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第23条第1項に規定する給水の緊急停止を行ったので報告します。

記

専用水道の名称	
専用水道の所在地	
給水を緊急停止した年月日	年 月 日
給水を緊急停止した期間	
給水を緊急停止した理由	

(様式第9号)

専用水道業務委託届出書

年 月 日

(宛先) 加賀市上下水道事業 加賀市長

設置者住所

氏名

㊞

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり、水道の管理に関する技術上の業務の全部（一部）を委託したので、水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

記

専用水道の名称		
水道管理業務受託者 〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕	住所	
	氏名	
受託水道業務技術管理者の氏名		
委託した業務の範囲		
契約期間		年 月 日 ~ 年 月 日

(添付書類)

- ・ 水道法施行令第7条第3項に掲げる事項についての条項を含む委託契約書の写し
- ・ 受託水道技術管理者の資格を有することを証する書類

(様式第 10 号)

専用水道業務委託契約失効届出書

年 月 日

(宛先) 加賀市上下水道事業 加賀市長

届出者住所

氏名

印

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり、水道の管理に関する技術上の業務の全部（一部）の委託契約が失効したので、水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

記

専用水道の名称		
水道管理業務受託者 〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕	住所	
	氏名	
受託水道業務技術管理者の氏名		
失効した業務の範囲		
契約失効年月日		年 月 日
失効した理由		

(様式第 11 号)

専用水道廃止報告書

年 月 日

(宛先) 加賀市上下水道事業 加賀市長

設置者住所

氏名

㊞

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり、専用水道を廃止したので報告します。

記

専用水道の名称	
専用水道の所在地	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	